

事 務 連 絡  
令和 7 年 4 月 3 日

不動産業界団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく区域の指定について（依頼）

国土交通行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）に関して、貴団体より所属会員企業等の皆様への周知をはじめ、多大なる御協力をいただきまして感謝申し上げます。

標記について、別添のとおり、内閣府より、同法に基づく注視区域及び特別注視区域の指定に関する告示（令和 7 年内閣府告示第 32 号、33 号、34 号（令和 7 年 3 月 25 日））が公布され、令和 7 年 5 月 1 日をもって施行することとされたため、所管団体等に周知していただきたい旨、要請がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に、別添の内容を周知いただきますよう御願い申し上げます。

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長 あて  
国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課長 あて

内閣府政策統括官（重要土地担当）付参事官

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく区域の指定について（周知依頼）

平素から重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号。以下「法」という。）に基づく措置の実施に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日、法に基づく注視区域及び特別注視区域の指定及び変更に関する告示（内閣府告示第 32 号、33 号及び 34 号（令和 7 年 3 月 25 日））を公布しましたので、お知らせいたします。本告示は、令和 7 年 5 月 1 日をもって施行することとしており、新たに特別注視区域に指定された「防府北基地、防府送信所」（山口県防府市）においては、同日以降、法第 13 条に基づく土地等に関する所有権等の移転等の届出に係る義務が生じることとなります。

つきましては、貴課所管の団体等に対して、周知いただくようお願いします。

なお、制度の概要や注視区域・特別注視区域の図面について、内閣府ホームページに掲載しているとともに、問い合わせについては、内閣府重要土地等調査法コールセンターにおいて承っております。また、SNS においても情報発信を行っておりますので、併せてお知らせいたします。

（内閣府ホームページ）

- ・重要土地等調査法（右 QR コードからもアクセス可能）

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>

- ・区域の指定について

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html>

- ・届出について（解説動画も掲載しています）

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html>



（ホームページ）



（解説動画）

（問い合わせ先）

内閣府重要土地等調査法コールセンター

電話番号 0570-001-125（平日 9：30～17：30）

（SNS）

- ・X（エックス）（旧 Twitter）（内閣府重要土地）

[https://twitter.com/cao\\_tochichosa](https://twitter.com/cao_tochichosa)

- ・Facebook（フェイスブック）（内閣府重要土地）

<https://www.facebook.com/cao.tochichosa>

- ・LINE（ライン）（内閣府重要土地）

<https://lin.ee/kNI7v17>



（X（旧 Twitter））



（LINE）



（Facebook）